未来をこの街とともに
湖東信用金庫

ことしんフードパーク
ご利用希望事業者様募集

湖東信用金庫では、キッチンカー等での飲食販売イベントを行っていただける事業者様に当金庫各営業店駐車場を **無料**で貸出しております。
販売イベントを実施されたいお客様はぜひ湖東信用金庫まで！

出店可能日

※各店１日１組様（２事業者様）がイベントを行って頂けます

2025年4月18日	2025年8月22日	2025年12月19日
2025年5月16日	2025年9月19日	2026年1月20日
2025年6月20日	2025年10月17日	2026年2月17日
2025年7月18日	2025年11月21日	2026年3月17日

※いずれも金曜日

天候、天災、その他当金庫の事業実施等の理由により日程変更調整、中止とさせていただくことがございますので、ご了承ください。

お申込みは募集要項をご理解していただいた上で、お近くの営業店にお立寄りいただき、所定の申込書に必要事項を記入して、ご提出ください。

ことしんフードパーク出店を希望される
事業者様へのご案内はコチラ！！

お問合せ先
湖東信用金庫　地域振興部
電話番号　0748-20-2522
ＦＡＸ　0748-23-5739
アドレス　tiiki@kotoshin.co.jp
担当　谷・藤澤

ことしんフードパーク利用者　募集要項

1　概要

湖東信用金庫本店並び支店の駐車場の一角を、キッチンカー等、飲食物の提供や物販イベントを行う事業者様に無料で貸出します。

2　場所

湖東信用金庫本店並びに支店駐車場

3　期間

令和７年４月～毎月指定の日（いずれも金曜日）

4　時間帯

午前９時から午後４時まで

※申込後の調整にて準備と撤収の時間を教えて頂きます。

5　出店可能数

１日１組（２事業者）

※２事業者目の出店がある場合はイベント代表の事業者様からご相談ください。

２事業者目様についても個別で利用申込書を頂きます。

6　利用手数料

なし

但し、イベント終了後の売上代金を即日千円単位で当金庫普通預金に入金して頂きます。また、敷地内の設備を破汚損した場合は、設備の修繕・洗浄に係る当該費用を全額ご負担していただきます。

7　申込資格

次の条件を満たす方が応募できます。

（１）共通事項

①湖東信用金庫で取引がある方

②ことしんフードパーク利用をきっかけに取引を開始される方

※利用仮予約１０営業日以内に普通預金口座の開設申込をお願いいたします。尚、窓口において即日の口座開設はできません。また、諸般の事由により口座開設をお断りする事があります。

③店業務に関連する法令等に違反して過去１年間処分を受けていない事

④過去１年間、食中毒の事故歴がない事

⑤湖東信用金庫が認めた方

（２）飲食物を提供する場合

①**キッチンカーでの出店の場合**、「（１）共通事項」に該当する方で、滋賀県内での営業が可能となる食品衛生法等に基づく自動車営業の許可を受けている方。他所で加

工した食品等を販売する場合は食品衛生法等に基づく必要な手続きを実施済みの方

②**キッチンカー以外での出店の場合**、「（１）共通事項」に該当する方で、食品衛生法等に基づく必要な手続きを実施済みで、販売用のテント等、出店用設備を整える事が出来る方、他所で加工した食品等を販売する場合は、食品衛生法等に基づく必要な手続きを実施済みの方。

（３）物販を行う場合

「（１）共通事項①～③」に該当する方

8　利用日の仮予約及び決定までの流れ

① 利用日仮予約

原則、事務局での利用申込書受付順とさせていただきます。

申込希望日が重複した場合は、別日での調整が可能か事務局から問合せさせて頂きます。

なお、出品メニューが近隣の飲食店と競合する場合、出店の見送りをお願いする場合がございます。

② 利用日決定

利用日仮予約完了後必要となる提出書類を確認し、仮予約済みの利用希望日を利用決定日として確定させて頂きます。

9　その他条件等

（１） 配置箇所等について、湖東信用金庫の指示に従う事

（２） 加工品等の販売を行う場合は、営業許可を受けた施設において製造し、適正な表示をすること。

（３） 業務ごみは、すべて持ち帰る事。また、飲食で発生するごみは、ごみ箱等を各自で設置し、すべて回収する事。

（４） キッチンカー以外の出店スペースは最大 3.5ｍ×4.5ｍ以内とする。

（５） テント、パラソル等を設置する場合は、風で飛ばないよう対策を講じる事。

（６） 出店者が第三者に損害を与えた場合、第三者から損害を受けた場合、または事故等があった場合、直ちに湖東信用金庫事務局に状況を報告し、自らの責任において処理解決する事。

（７） 天候や天災等の自然災害等の影響により中止となった場合の売上保証は行いません。

（８） 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、利用取り止めとします。

１０　提出書類

（１）**共通**

湖東信用金庫普通預金通帳の写し

（２）**飲食物を提供する場合**

①利用申込書

②許可証等の写し

保険所等の許可等が必要な商品を取り扱う方は、必ず許可証を取得、または届出等を行い、その写しを提出してください。

（具体例）

・キッチンカーでの利用の場合

食品衛生責任者証の写し、自動車営業の許可が確認できる飲食店営業許可証の写し

・キッチンカー以外での利用の場合

食品衛生責任者証の写し。県内一円で営業可能なことが確認できる巡回移動営業の許可証の写し、又は、模擬店の届出書の写し。

※１出店者が２店舗以上になる場合は、イベントの主体となる事業者様が代表して保健所へ模擬店の届出書を提出し、湖東信用金庫へは届出書の写しをご提出ください。

※２「他所で加工した食品等を販売する」場合は製造業の許可証及び販売場所の届出の写しをご提出ください。

※３　PL 保険の加入証書の写しをご提出ください。

（３）物販等を行う場合

①利用申込書

（４）その他

上記に関わらず追加で資料を求める場合があります。

(5) 提出方法等

①提出方法

最寄りの湖東信用金庫各支店に必要書類をご持参ください。

②提出先

最寄りの湖東信用金庫各支店

１１　その他注意事項

（１）天候、天災、その他湖東信用信金の事業実施等の理由により日程変更調整、中止とさせていただく事がございますのでご了承ください。

（２）電源については当金庫の電源は利用できません。（発電機等を持参ください）

１２　問い合わせ先

湖東信用金庫　地域振興部

住所　滋賀県東近江市青葉町１番１号

（電話番号）0748-20-2522　（FAX）0748-23-5739

（メール）tiiki@kotoshin.co.jp

令和６年６月６日　　制定

令和６年６月２６日　　一部改訂

令和７年２月７日　　一部改訂